

児童相談課

議案第108号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「構成区」といいます。）が措置費共同経理課（長の内部組織）を共同設置する規約を定める協議を行います。

1 共同設置の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第7号及び第7号の3に規定する、児童養護施設、乳児院及び自立援助ホーム（以下「施設等」といいます。）への児童の入所措置等に要する費用（以下「措置費」といいます。）の支払事務における、施設等及び児童相談所を設置する特別区（以下「児相設置区」といいます。）の課題を解決し、特別区における社会的養護関係事業の円滑な運営を確保するため、長の内部組織として構成区が共同して設置します。

2 現状と課題

令和2年度の特別区における児童相談所の開設以降、児相設置区と東京都（以下「都」といいます。）は、児童の入所措置等に係る協定を締結することにより、施設等の社会的養護資源を都内全体で広域的に活用することで、必要な入所枠を確保しています。

このことにより、措置費支払事務について、施設等においては、請求先が複数になったため事務負担が増加し、また、児相設置区においては都区間調整が随時発生する等、他の都道府県とは異なる課題が生じています。

3 共同設置の効果

- (1) 措置費支払事務を共同で処理することにより、施設等の事務負担が軽減され、今後の児相設置区数の増加にも対応可能
- (2) 児相設置区において、制度改正の多い措置費支払事務の業務知識及び都区間で行っている広域調整に係る検討経緯の継承をより円滑に行うことが可能
- (3) 児相設置区の事務を集約することで、措置費支払事務に従事する児相設置区全体の職員数を抑制

4 措置費共同経理課の概要

- (1) 組織名称 措置費共同経理課
- (2) 執務場所 千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館内
- (3) 処理する事務の範囲
 - ア 施設等への措置費支払事務
 - イ アに付随する関連事務

5 組織の位置付け

- (1) 組織の規定方法
 - 処理する事務の幹事となる区（以下「幹事区」といいます。）を定め、幹事区の組織規則等に本組織を規定します。
- (2) 幹事区の取扱い
 - 見相設置区による輪番制とします。

<輪番表（令和6年4月1日時点）>

令和6年度～	令和9年度～	令和12年度～	令和15年度～	令和18年度～	令和21年度～	令和24年度～	令和27年度～
江戸川区	世田谷区	荒川区	港区	中野区	板橋区	豊島区	葛飾区

6 職員体制

- (1) 職員の選任方法
 - 地方自治法第252条の9第3項に基づき、幹事区の長が幹事区以外の構成区の長と協議し、職員を選任します。
- (2) 職員の身分取扱い
 - 幹事区の長に選任された幹事区以外の構成区の職員は、地方自治法第252条の9第5項の規定に基づき、幹事区の職員とみなします。
- (3) 組織体制 1課2係制
- (4) 職員数 11名（幹事区職員3名、その他の構成区から職員を1名ずつ配置）

7 費用負担等

- (1) 幹事区への負担金
 - 本組織の運営に係る経費については、全て幹事区予算に計上し、幹事区以外の構成区は幹事区に負担金を支払います。
- (2) 負担金の算定方法
 - ア 措置費 各構成区の実績に応じ算定
 - イ その他の経費（人件費、執務室賃料、消耗品費等） 均等割

8 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月下旬 規約を定める協議書締結

令和6年 1月上旬 東京区政会館への入居
準備業務開始

4月1日 措置費共同経理課業務開始